

ケアプランセンター・日見やすらぎ荘

重要事項説明書

ケアプランセンター・日見やすらぎ荘 重要事項説明書

利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、「長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき当事業所が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1 開設者

開設者	社会福祉法人 平成会
法人所在地	〒852-8065 長崎県長崎市横尾3丁目26番1号
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 久保 勘一郎
電話番号	095-855-4141

2 ご利用の事業所

事業所名	ケアプランセンター日見やすらぎ荘 介護保険事業所番号 4270107024
事業所の所在地	〒851-0121 長崎県長崎市宿町616番地
管理者名	藩 康志
電話番号	095-838-2308 ファクシミリ番号 095-838-2311 メールアドレス k-yasuragi-jt@heisei-kai.or.jp
サービス提供地域	長崎市（日見、橘、東長崎、日吉、茂木、小島、桜馬場、片淵 長崎、山里、西浦上、江平中学校区）、諫早市とする。

3 事業目的と基本方針

事業目的	この事業は介護保険法令の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
基本方針	社会福祉法人平成会の施設は地域社会の中で支援を必要とする高齢者や障がいをお持ちの方の生活と、人間としての権利を擁護することを第一とし、高齢者の自己実現に向けて、サービスを提供することを基本方針とします。

4 職員の体制

職種	常勤	非常勤	合計	職務内容
管理者	1名	0名	1名	事業所の管理、主任介護支援専門員
主任介護支援専門員	1名	0名	1名	居宅サービス計画書の作成、職員へ助言
介護支援専門員	2名	0名	2名	居宅サービス計画書の作成

5 営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日。日曜日は休業。祝日は開業。12月31日、1月1日、1月2日は休業。
営業時間	8時30分～17時30分 緊急の連絡に関してはこの限りではありません。 24時間連絡対応可能な体制を整えるものとする。

6 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

- サービス内容は①居宅サービス計画書作成、②居宅サービス事業者との連絡調整、③サービス内容の状況把握、評価、④利用者状況の把握、⑤給付管理、⑥要介護認定申請の協力、⑦相談業務
- 提供方法は別紙5に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法」についてご参照ください。
- 利用料については別紙1の通りで、介護保険適用となる場合は利用料のご負担はありません。

7 居宅介護支援の提供

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。
- (3) 入院時には担当者もしくは担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝えください。

8 虐待の防止について

- (1) 虐待の防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 藩 康志（管理者）
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に虐待を受けた（受けているかもしれない）利用者を発見した場合は、速やかに長崎市及び地域包括支援センターに通報します。

9 守秘義務と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
介護支援専門員及び事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び利用者の家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 個人情報の保護について
事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
※詳細については利用契約における個人情報使用同意書に記載する。

10 サービス内容に関する相談、苦情について

提供した指定居宅介護支援に係わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置する。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下の通りとします。

- (1) 利用者、ご家族からの苦情を平成会職員が受け付け、苦情受付担当者が確認する。
- (2) 苦情受付担当者より苦情解決責任者に報告を行い、事業所内委員会で協議を行う。また第三者委員も参加する苦情解決委員会を設置して、法人全体で改善事項の検討を行う。
- (3) サービス提供事業所に対する苦情についても状況を確認後、改善が必要な場合には、サービス提供事業所に対して改善を申し入れるようにします。

苦情申立の窓口

苦情相談窓口	ケアプランセンター日見やすらぎ荘
苦情受付担当者	管理者 藩 康志
苦情解決責任者	施設長 横尾 典生
連絡先	〒851-0121 長崎市宿町616番地 電話095-838-2308 FAX095-838-2311
苦情解決第三者委員	川田愛子（民生児童委員）095-857-6258 佐田悦子（管理薬剤師）095-831-3444

行政の相談窓口

長崎市高齢者すこやか支援課	095-829-1146
国民健康保険団体連合会	095-826-1599

11 事故発生時の対応について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治医、利用しているサービス事業所、市区町村および関係機関等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- (1) 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族や主治医、利用しているサービス事業所へ連絡し必要な対応を致します。
- (2) 居宅介護支援事業者は事故の状況、および経緯を事故報告書に記録し5年間保管致します。
- (3) 居宅介護支援事業者は訪問等により発生した事故については原因を解明し再発防止に努めます。また損害賠償等に関する事項を明確にいたします。

12 衛生管理

事業所において感染症が発生し、まん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、指針を整備します。
- (2) 従業者に対し肝臓の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定し。当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じ計画の変更を行います。

上記内容について「長崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の規定に基づき説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 (事業者名) 社会福祉法人 平成会 ケアプランセンター日見やすらぎ荘
 (住 所) 長崎市宿町 616 番地
 (代表者) 社会福祉法人 平成会 理事長 久保 勘一郎

(説明者)

私は事業者より上記の重要事項について説明を受け同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）になることについても同意します。

(利用者) 氏 名

(署名代行者) 氏 名

(連帯保証人) 氏 名

(別紙 1) 利用料について 令和 6 年度介護報酬改定(令和 6 年 4 月より施行)

居宅介護支援費について、介護保険料を納付されている方は利用者負担がございません。

居宅介護支援費Ⅰ（居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所の場合）

要介護状態区分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） 取り扱い件数 45 件未満	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） 取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） 取り扱い件数 60 件以上
要介護 1・2	11,088 円／月	5,554 円／月	3,228 円／月
要介護 3・4・5	14,406 円／月	7,187 円／月	4,308 円／月

居宅介護支援費Ⅱ（ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置する場合）

要介護状態区分	居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ） 取り扱い件数 50 件未満	居宅介護支援費Ⅱ（ⅱ） 取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	居宅介護支援費Ⅱ（ⅲ） 取り扱い件数 60 件以上
要介護 1・2	11,088 円／月	5,380 円／月	3,226 円／月
要介護 3・4・5	14,406 円／月	6,973 円／月	4,186 円／月

加算

初回加算	3,063 円	退院退所加算Ⅰイ	4,594 円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,552 円	退院退所加算Ⅰロ	6,126 円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,042 円	退院退所加算Ⅱイ	6,126 円
特定事業所加算Ⅰ	5,298 円／月	退院退所加算Ⅱロ	7,657 円
特定事業所加算Ⅱ	4,198 円／月	退院退所加算Ⅲ	9,189 円
特定事業所加算Ⅲ	3,297 円／月	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円
特定事業所加算 A	1,163 円／月	ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円
特定事業所医療介護連携加算	1,276 円／月	通院時情報連携加算	510 円／月

サービス利用に至らなかった場合

ご利用者の退院時等でサービス計画を作成したが利用に至らなかった場合、基本報酬の算定を行う場合があります。

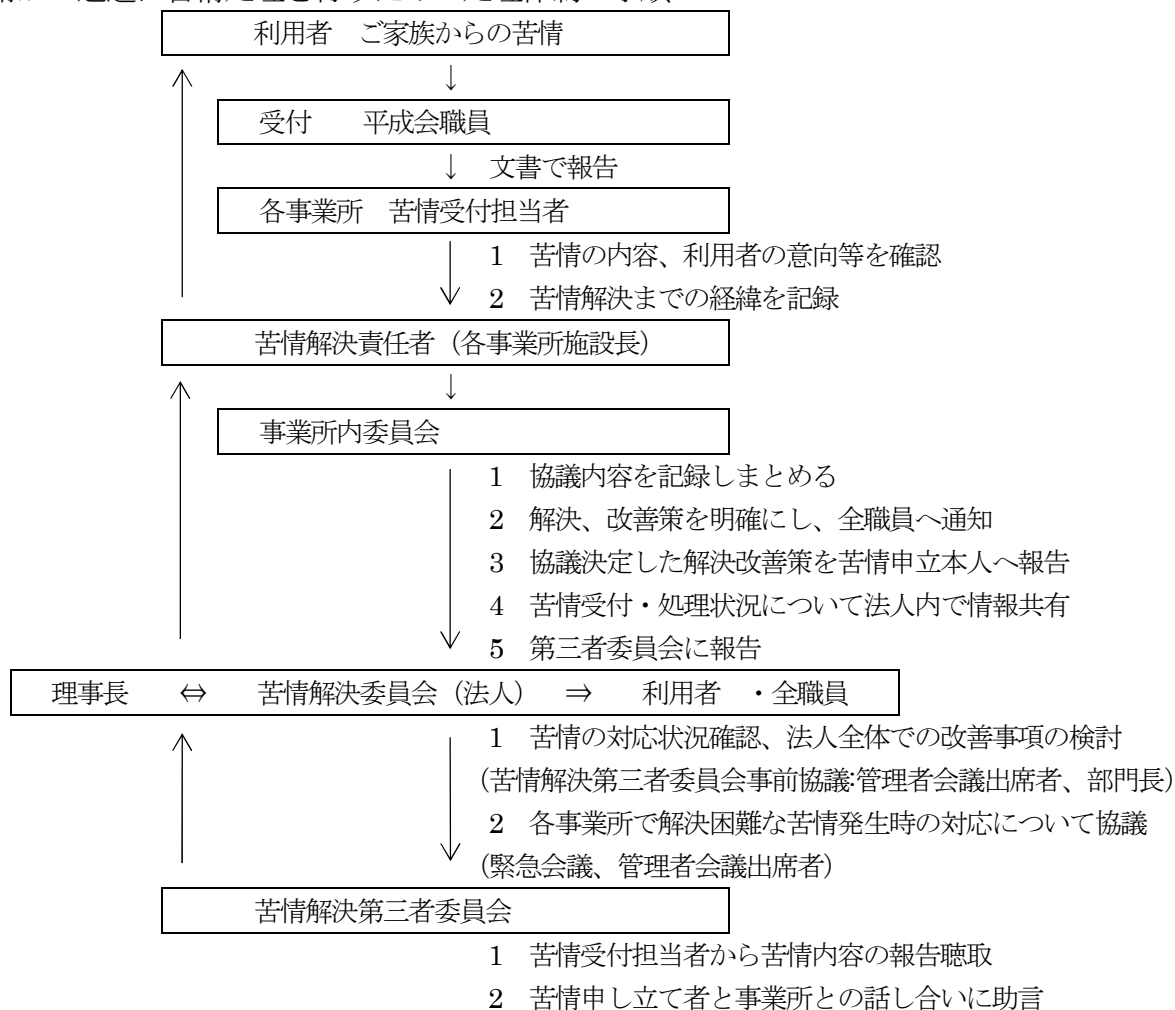
交通費について

利用者の居宅が通常の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）をいただく場合があります。

(別紙2) 苦情対応について

事業所名	ケアプランセンター日見やすらぎ荘
1 利用者から相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置	
苦情相談窓口	社会福祉法人 平成会 ケアプランセンター日見やすらぎ荘
苦情受付担当者	管理者 藩 康志
苦情解決責任者	施設長 横尾 典生
連絡先	〒851-0121 長崎市宿町 616 番地・電話 095-838-2308・FAX 095-838-2311
苦情解決第三者委員	川田愛子（民生児童委員）095-857-6258・佐田悦子（管理薬剤師）095-813-3444

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



3 苦情があったサービス事業所に対する対応方針等

- ① 苦情があった場合は詳しい事情を確認したうえで事業所に事情を聴きとります。
- ② サービス事業者に苦情の内容を伝え、事実関係を確認します。
- ③ 改善する点がある場合は改善を申し入れるようにします。
- ④ 利用者に対応状況を報告し、改善状況について利用者およびサービス事業者を確認を行います。
- ⑤ 記録を保管し再発防止を今後の改善に役立てるようにします。

4 行政の相談窓口

長崎市市民局福祉部 高齢者すこやか支援課	095-829-1146
国民健康保険団体連合会 介護保険課	095-826-1599

(別紙3) 事故発生時の対応について

1 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族や主治医、利用しているサービス事業所へ連絡し必要な対応をいたします。

■担当介護支援専門員が行う事故発生時の連絡体制として

・居宅介護支援の提供時に利用者等に人身的な事故が発生した場合は、病状のけがの状態によって対応は異なりますが、ご家族へ状況報告後、必要であれば主治医の指示を受け、応急処置を行い、救急車等の連絡、サービス事業所への連絡をいたします。

・居宅介護支援の提供時に物損事故が発生した場合は、利用者のご家族、サービス事業所への連絡をいたします。

■サービス事業所が行う事故発生時の連絡体制として、担当しております居宅介護支援事業所（ ケアプランセンター日見やすらぎ荘 ）からの連絡を受け、法人管理者と連絡状況に応じて市町村や関係機関への連絡をいたします。

2 居宅介護支援事業者は事故の状況および経緯を事故報告書に記録し2年間保管いたします。

3 居宅介護支援事業者は訪問時等により発生した事故については、原因を解明し再発防止に努めます。また、損害賠償等に関する事項を明確にいたします。